

(建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものがあるもの)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	
一戸建て住宅	5,100
一戸建て住宅以外の建築物	
法第11条第1項に規定する住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000
法第11条第1項に規定する非住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの	128,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000